

「片親除外」に関する最新情報

—AFCC (Association of Family and Conciliation Courts) 第47回大会（2010/6/25）参加報告—

書 本 曇

I はじめに

離婚後の単親家庭制度を採用する日本において、高齢の離婚家族で起きる「片親除外」が深刻な問題となっている。日本では「離婚は縁切り」とみなす伝統的意識や「別居親は遠くからそっと見守るのが美德」とする社会的通念が根深いためか、離婚後は「ひとり親」で子を育てていくというイメージが世間に定着していると言っても過言ではなく、文字通り「夫婦の別れが親子の別れ」になってしまふ場合も多い。離婚だけでなく、高齢の別居にあたって一方的に子どもを連れ去り、もう片方の親と子どもの交流を断絶する「連れ去り別居」が頻発していることも深刻な問題である。

一方、欧米諸国では「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」(1990) の批准と前後して、離婚後の共同養育（共同監護・共同親権・共同親責任）制度が整備されている。子どもの健全な成長のために、両親は離婚後も「親子不分離の原則」(第9条第3項) や「共同親責任の原則」(第18条第1項) に則した共同養育の「義務」を負うのである。実は、日本も現

在の権利条約」は批准しており（日本の批准は1994年）、離婚離婚の際に子どもと別居親の面会交流について定めることを提案する民法改正草案も公表されている（法務省、1994、1995）。しかし、いまだに民法改正に至っておらず、離婚後の共同養育制度の実現には程遠い現状と言わざるを得ない。

現在の民法では面会交流に関する明文化された規定が存在しないため、離婚後ないし別居中の「片親除外」は事实上野放任となってしまおり、離婚紛争時の子どもの「奪い合い」は次第に激烈化している（柳原、2010）。実際、「司法統計年報」(2008) を参照すると、平成20年度の面会交流紛争の事件数は10年前と比較して3倍以上に急増しており（表1）、「片親除外」への対策が喫緊の課題といえる。ところが日本では、専門家のあいだでも「片親除外」の問題はほとんど知られていない。そこで本稿では、「片親除外」を大会テーマとして行われたAFCC第47回大会での議論を報告し、「片親除外」をめぐる最新の話題を紹介したい。

II 大会の概要

AFCC (Association of Family and Conciliation Courts／国際家庭裁判所／調停裁判所協会) 第47回大会 "Traversing the Trail of Alienation - Rocky Relationships, Mountains of Emotion, Mile High Conflict" は、2010年6月2日（水）から5日（土）までの4日間の日程で、アメリカ・コロラド州デンバーのシェラトン・デンバー・ダウンタウン・ホテルで盛大に開催された。大会には21カ国から約1,500名の離婚問題の専門家（裁判官、弁護士、調査官、心理士、児童福祉士、ペアレンティング・コーディネーター、マディエイター、子どもの代理人など）が参加していた。参加者の大多数は欧米諸国から来ていたが、南米諸国やアジア諸国からの参加者も散見された（残念ながら、日本からの参加者は筆者だけであった）。特記すべきは、大会テーマが「片親除外」であったため、「片

表1 面会交流紛争の事件数

年度	子どもの監護者の指定その他の処分（乙4）			
	乙4事件	うち面接交渉	調停	審判
平成10年	1,736	13,456	247	1,936
11年	1,985	16,041	322	2,406
12年	2,256	16,973	424	2,797
13年	2,708	19,712	509	3,345
14年	3,600	22,529	638	4,203
15年	4,197	22,223	725	4,556
16年	4,158	21,570	760	5,013
17年	4,659	21,997	952	5,438
18年	4,873	22,524	883	5,917
19年	5,090	23,596	1,026	6,261

出典：平成20年度司法統計年報（家事編）第2表、総括2009年版

「片親疎外」に詳しい世界的に著名な各国の研究者が勢ぞろいしていたことであろう。大会期間中の全体会4セッションと分科会80セッションのすべてが「片親疎外」に関する発表であり、2010年時点の「片親疎外」をめぐる最新の話題が網羅されていたといえる。本稿では、そのうち大会実行委員会が主催した全体会4セッションの議論を報告する。

III 全体会4セッションの議論

(1) Opening Session : Parental Alienation and the DSM-5 （「片親疎外」とDSM-5）

シンポジスト：Amy JL.Baker, Ph.D. (Fontana Center for Child Protection) /William Bernet, M.D. (Vanderbilt University) /Peter Jaffe, Ph.D. (University of Western Ontario) /Janet R.Johnston, Ph.D. (San Jose State University) /司会者：Linda Elrod, JD. (Washburn School of Law)

大会の冒頭を飾るオープニング・セッションでは、DSM-5（アメリカ精神医学会による精神疾患の分類と診断の手引 第5版：2013年発刊予定）に新たな診断カテゴリーとして「片親疎外」の追加を求める立場（賛成）と、追加に懸念を抱く立場（反対）の研究者が、それぞれ2名ずつ登壇して話題を提供した後、フロアを交えて白熱した議論となった。

賛成の立場（Bernet博士とBaker博士）からは、「片親疎外」に関する実証的研究や、悲惨な「片親疎外」の事例が提示され、事例化する初期段階で「片親疎外」を見抜くことが子どもを守るために重要であり、そのためには専門家に共有される診断カテゴリーが必要であると主張された。なお、Bernet博士の主張は『Parental Alienation: DSM-5, and ICD-11』(2010)、Baker博士の主張は『Adult Children of Parental Alienation Syndrome -breaking the ties that bind-』(2007) の内容を下敷きにしていたので、詳細は各文献を参照してほしい。

今回の発表では、DSM-5に診断カテゴリーとして追加してもらうために、3つの可能性を模索していることがBernet博士から明らかにされた。第一に、「子どもの精神疾患（『通常、幼児期、小児期または青年期に初めて診断される障害』）」としての追加である。そのため、広く知られているPAS（片親疎外症候群：Parental Alienation Syndrome）ではなく、深刻な重度のPASに限定してPAD（片親疎外障害：

表2 DSMの診断カテゴリー

版	発刊年	診断カテゴリー数
2	1968	182
3	1980	265
3改訂版	1987	292
4	1994	297

Parental Alienation Disorder）として提案したという。第二に、「親子関係の問題」としての追加である。この場合は、「親子関係における片親疎外問題（Parental Alienation Relational Problem）」と命名されることが適切であろうと述べられていた。第三に、「今後の研究が必要な診断基準候補（付録）としての掲載である。以上3つの可能性について、DSM-5のTask Forceが正式に検討を開始したということであった（APA、2010）。

Bernet博士によると、DSM-5のTask Forceは、新たな精神疾患を追加することに消極的であり、第一の可能性は低い。発表では版毎の診断カテゴリー数（表2）が示され、「DSMは『加入の困難な高級クラブ』であり、行く先々でトラブルを巻き起こす厄介者PASの新加入は認めてもらえないかもしれない」と冗談が述べられ、会場に大受けしていた。そして、「『片親疎外』がDSM-5に追加される場合は、『親子関係の問題』あるいは『付録』になるのではないか」と話されていた。また、ICD-11（世界保健機構：WHOによる疾病及び関連保健問題の国際統計分類【国際疾病分類】第11版：2014年発刊予定）への追加も求めて活動しているということであった。

一方、反対の立場（Jaffe博士とJohnston博士）からは、①「片親疎外」が診断カテゴリーに追加されることで、余計に現場の混乱が深まる恐れがあること、②「片親疎外」を査定する方法論が確立していないこと、③診断カテゴリーへの追加よりも、「片親疎外」が起きた後の親子再統合の方法論の開発のほうが急務であること、などが話された。

続くフロアを交えての議論は、会場が賛成と反対の立場で真っ二つに分裂し、誰かの発言があるたびに怒号や喝采が飛び交う白熱した展開となった。PAS概念に対して賛否意見が分かれることは文献を通して理解していたつもりであったが、これほど感情的な議論になったことにとても驚かされた。賛否どちらの意見にも傾ける部分があり、「片親疎外」の扱いがきわめて難しい問題であると知ることができた貴重な経験であった。その議論の要点は、PAS概念が法廷で濫用

された歴史的経緯から、精神疾患の診断カテゴリーとして認められると滥用が再燃し、離婚紛争がさらに過激化して再び子どもが犠牲になるのではないかという一点にまとめられる。

両方の立場ともに一步も引かず、一時は着地点がまったく見えない大変な論争になった。しかし、反対の立場の二人も「片親疎外」という問題の存在は全面的に認めており、最終的には①実証的研究の蓄積、②診断基準の精緻化、③査定方法の確立、④親子再統合の方法論、が「片親疎外」をめぐる今後の課題であることが確認され、なんとか幕が下ろされた。そして、オープニング・セッションの締めに、以下の大会宣言が採択された。「『片親疎外』は子どもに深刻な悪影響を与える問題である。離婚後も子どもは二人の親（父親と母親）を必要としている。私たちは『片親疎外』から子どもを守る。」

(2) Plenary Session 1 : Helping Families with Children who Reject Parent: Consensus, Controversies and Future Directions. (「片親疎外」の問題が起きた家族の支援)

シンポジスト：Robin M.Deutsch, Ph.D. (Children and the Law Program, Massachusetts General Hospital) / Steven N.Friedlander, Ph.D. (Private Practice) /Richard Warshak, Ph.D. (University of Texas Southwestern Medical Center) / 司会者：Nicholas Bala, LLM. (Queens University)

このセッションでは、「片親疎外」の問題が起きた家族を支援して親子再統合を試みている3者から実践報告があった。①まず、Deutsch博士から、5日間の野外キャンプ(Overcoming Barriers Family Camp : <http://www.cgcvt.org/content/overcoming-barriers-family-camp>)の実践報告があった。このキャンプは基本的に裁判所の指示で親子交流を命じられた家族を対象に行われるプログラムである（自主的な参加も可能）。内容としては、一般的なキャンプのプログラム（オリエンテーリング、ヨガ、アート＆クラフト、ハイキング、キャンプ・ファイヤー、飯盒炊爨など）に加えて、若干のグループワークが組み込まれている。毎回、小学生～高校生までの子どもとその別居親、3家族～5家族の少人数で行われている。

このキャンプでは、親子共同の野外活動を通じて、「少しずつしかし確実に」、親子が打ち解けていくという。キャンプの利点は、非日常的な空間において、「片親疎外」の問題が起きた他の家族と「片親疎外」の話題ではなく、キャンプの活動でつながれることであると強調されていた。とりわけ子どもが、拒絶して遠ざ

けていた自分の親と他の子どもたちや大人たちの交流する姿を「観察する」ことが、親子の関係改善にとっても有効であるようだと述べられていた。そのため、キャンプ期間中は参加者全員で活動しなければならない作業をバランスよくスケジュールに配置してある。ただし、無理やり親子交流を促進するような介入は一切行われない。その代わりに、親グループと子グループに分かれで語り合う時間が毎日行われることになっており、そのグループでは、自分の家族、理想の家族、キャンプで見た自分の（他の家族の）親あるいは子どもの姿、今後の親子関係などについて自由に語り合う。その語り合いにおいても親子交流を促進するような介入は一切行われないが、参加者はお互いに影響しあって、親子交流の重要性を確認するのだという。

このキャンプが成功しているのは、参加者を厳しくスクリーニングしているからであろうと述べられていた。裁判所が親子交流の指示を出すのは「きっかけさえあれば」関係改善の可能性を見込める家族であり、逆にDV／虐待・精神疾患・アルコール／ドラッグ依存症の親子は、他の家族に与える悪影響が懸念されるので参加は許可されない。また、このキャンプが抱えている課題は、経済的な問題であると明かされた。親子再統合の試みである以上、少人数で実施せざるを得ず、野外キャンプの入念な準備やスタッフの手賃費で慢性的な赤字を抱えており、現在はなんとか寄付金や助成金で不足分を補って運営している状態であるという。今後はキャンプの効果を実証的にアピールして寄付金や助成金をもっと集めたいと述べられていた。

②次に、Warshak博士から4日間の集中ワークショップ形式で行われる心理教育的プログラム「Family Bridges : <http://www.warshak.com/services/family-bridges.html>」の実践報告があった。このワークショップは「片親疎外」の問題が起きた家族に対する親子再統合の試みとしてもっとも有名なプログラムであり、すでに非常に高く評価されている。プログラムは、心理学の実験を基にした「笑える」映像やクイズ（錯視、ストループ課題、選択的注意、記憶歪曲、被暗示、同調実験、催眠、間違い探し図など）をプログラムの導入や合間に使用し、親子の緊張をやわらげながら、離婚や「片親疎外」について映像（ショートストーリー）で学んでいく内容になっている。このプログラムも小学生～高校生までの子どもとその別居親が5家族程度参加して少人数で行われる。

発表では実際に使用される「笑える」映像の一部が

流されたが、非常に楽しくてよくできた内容であり、会場全体が映像に引き込まれて大爆笑の渦に包まれていた。しかも、その楽しい内容が、離婚や「片親疎外」について学ぶ映像の伏線となっていたり、非常によく練られた構造化されたプログラムという印象を持った。ショートストーリーにまとめられた離婚や「片親疎外」について学ぶ映像は、ときに考えさせられ、ときに泣かされる内容になっており、かなり気持ちを揺さぶってくる仕上がりであった。さらに、映像を見るだけではなく、前述のキャンプとまったく同じように親グループと子グループに分かれて語り合う時間や、親子の絆を形にするアート＆クラフトの時間（たとえば、Tシャツに絵を描いて親子で交換など）、そして親子コミュニケーションの練習の時間（これも親子別々のグループで行われる）が周到にプログラムに組み込まれている。

プログラムの中でもとくに力を入れているのは親子コミュニケーションの練習の時間であると述べられていた。Warshak博士によると、離婚後の「片親疎外」が悪化するのは疎外された親の「過剰反応」「報復行動」による場合が多く、疎外された親のコミュニケーション・スキルの向上や怒りのコントロールが何よりも大切であるということであった。また、「Family Bridges」は自発参加のワークショップであるため、事前のスクリーニングの難しさが語られていた。しかしそれでもプログラムの完成度が高いためか、これまでに問題が発生したことは一度もないという。映像を中心にプログラムが組まれているために、「各地に普及させることができたやすいのではないか、ぜひプログラムの実施方法を学びたい」という感想が相次ぐなど、会場の反応も一番よかったと思われる。

③最後に、Friedlander博士が個人開業のオフィスで行っている「片親疎外」事例に対する心理療法について発表した。しかし、いわゆる心理療法というよりも、親子のコミュニケーション改善のために定期的な面接で指導する心理教育的アプローチという印象であった。実施の方法は、通常の心理療法と同じように、定期的に1時間の面接を行う形式だが、状況に応じて個人面接、元夫婦面接、家族面接を柔軟に組み合わせて実施していた。基本的には子ども（小学生～高校生）と別居親の並行面接で、ときおり子どもと別居親の同席面接や同居親の個人面接が行われるという面接形態が多い。自発的に来所する家族を対象としているが、実際は弁護士からの紹介が相当数に上るということであ

った。

通常の心理療法と大きく違う特徴は、「支持的あるいは共感的ではない介入にある」と強調されていた。「片親疎外」事例に対しては、支持的あるいは共感的なアプローチは効果を持たないと繰り返し断言していたことが印象的であった。実際の事例の経過も報告されたが、たしかに「介入的」「心理教育的」なアプローチであった。子どもが別居親を拒絶する態度、同居親が拒絶をけしかける態度あるいは拒絶を黙認する態度、別居親が強引に交流を求める態度、そのすべてが対話を通じて「修正」されていく、「ほどよい」親子関係の再構築が目指される。また、前述のキャンプやワークショップでは、同居親はほとんど参加しないということであったが、この心理療法には同居親の参加も多く、そこが強みであると述べられていた。

この心理療法は親子関係のアセスメント結果に基づいて介入が行われる。アセスメントにおいては、発達段階を踏まえた一般的な親子関係のアセスメントに加えて、「同盟（Alignment）」「片親疎外（Alienation）」「反発（Estrangement）」「纏綿状態（Enmeshment）」のアセスメントが重視され、介入はその質的变化に焦点が当てられる。たとえば、「纏綿状態」の親子関係であれば、その状態の自覚が促され、その状態を変化させるための具体的なコミュニケーションが練習される。なかでも、とくに「片親疎外」と別居親の過剰反応や報復行動に対して子どもが示す「対抗反発（reactive estrangement）」の区別が重要であると述べられていた（「片親疎外」は正当な理由なく同居親の意向に悪影響を受けて別居親を拒絶することであり、「反発」は正当な理由があって子ども自身が別居親を拒絶することであると定義されていた）。つまり、この心理療法でも疎外された親のコミュニケーション・スキルの向上が重視されていたといえる。

シンポジスト3者の自由なやりとりの時間では、「片親疎外」の問題が起きた家族を長年支援してきた経験に裏打ちされた興味深い話がたくさん聞けた。たとえば、乳幼児期の関係断絶は関係修復しやすいのではないかということ、逆に思春期になって親子交流が途切れた場合は関係修復が難しいということに3者とも同意していた。また、「片親疎外」の子どもは「別居親に非常に強い嫌悪感をためらいなく表明すること」「感情のコントロールに難があること」「対人認知が歪曲されやすいこと」「発達的・教育的・医療的な支援を必要としている場合が多いこと」「別居親の親戚も拒

絶すること」などが特徴であり、一方、虐待された子ども（「片親疎外」の症状を示さない子ども）は、「たとえ虐待した親との交流を怖がり拒否していても、虐待した親への愛着を表明することが頻繁にあり、自分の方が悪かったと思いやすこと」「感情を抑制しがちであること」「警戒心過敏であること」「虐待した親の親戚とはよい関係を保ち続けること」などが特徴であり、両者は明らかに状態像が異なるとされていた。また、「片親疎外」の初期段階では、悪口雜言や拒絶行動が強くても、短時間の親子交流を繰り返して関係修復を試みることが効果的であると述べられていた（たとえば、30分の面会を週3回など）。さらに、関係断絶期間に子どもへの愛情を持ち続けていたことを示す証拠があると関係修復が進みやすいことに3者とも同意していた。たとえば、子どもへの愛情を書き綴った日記（ブログや手紙）や子どものための貯金通帳（定期的な入金日付）などが残されていると感動的な関係修復もみられるということであった。

今回発表された3者の試みの他にも、各地で「片親疎外」事例に対する親子再統合の試みが行われているという。今回登壇した3者の実践は非常に有名なアプローチということであったが、今後は各種のアプローチが情報や成果を交換し合うような専門的ネットワークを構築して、親子交流を守っていくことが課題であろうと締められていた。

(3) Plenary Session 2 : Addressing Allegations of Alienation: Judicial Dilemmas 「片親疎外」をめぐって裁判所が抱える問題)

シンポジスト：Dr. Tom Altobelli (Federal Magistrate, Australia) /Hon.Paula Carey (Chief Justice, Massachusetts Probate and Family Court) /Hon.Donna Martinson (Vancouver, BC, Canada) /Barbara Fidler, Ph.D. (Toronto, ON, Canada)

このセッションでは、「片親疎外」をめぐって裁判所が抱える問題が議論された。欧米諸国では、離婚紛争において「片親疎外」vs「DV／虐待」の「申し立て合戦 (mutual allegation)」で法廷が混乱した歴史的経緯から、今では裁判官や調査官は「DV／虐待」と同じぐらい「片親疎外」についてもある程度勉強しているという。しかし、いまだに全般的な雰囲気として、DV／虐待の加害者が虚偽申告する「片親疎外」に強い警戒感があるということであった。そのため、「片親疎外」や子どもの発達段階と親子関係に関する知識を法曹実務家にどうやって教育するかということ

が非常に重要な意味を持っていると述べられていた。

しかし、裁判所が発達心理や親子関係の問題をここまでカバーできるか、そもそもカバーすべきなのか、そこは議論が分かれていた。とりわけ「法的な問題の場合、誰が子どもの声を聞くか？：子どもの意見表明の手続きをどうするか？」という問題は決着がついておらず、子どもが乳幼児の場合はこの問題が二次的な争いになりやすいということであった。以前は子どもの声を重視し過ぎて法廷の混乱が深まっていたが、現在では子どもの声を聞きつつも発達段階や「片親疎外」の知見を踏まえた専門的な査定がしっかりと行われ、両親の葛藤に巻き込まれない慎重な配慮がなされるようになってきたことは法廷実務の前進であろうと述べられていた。こうした配慮を行き届かせるために、子どもの監護問題専門の裁判官（子どもの発達心理の知識を持ち、子どもの面接の訓練を受けている）が必要ではないかという提言もあった。

裁判所による「片親疎外」への介入は3パターンのシナリオで語られていた。第一に、外部機関のメンタルヘルス専門家にアセスメントと介入を依頼する方法、第二に、外部機関のメンタルヘルス専門家にアセスメントを依頼し、その結果を基に裁判所が介入する方法、第三に、裁判所がアセスメントを実施して介入する方法である。多忙な業務を抱える裁判所は本音として第一の方法を望んでいるが、実際のところ高葛藤の離婚紛争は裁判所が指示しなければ動かない事例ばかりで、第三の方法を取らざるを得ない場合が多いと述べられていた。また、外部機関にアセスメントや介入を依頼する場合、どの機関に依頼するかということが「政治的に」問題になりやすく、安易に依頼もできないと語られていた。裁判所の独立性と連携の問題は相当なジレンマになっているようであった。

その他、裁判所が苦慮する問題として、元夫婦双方の再婚相手や親戚をどのように扱うかという問題が挙げられていた。とくに祖父母の意向を尊重することが相當に難しいと述べられていた。この問題については、関係者が増えると争いが激しくなる傾向が間違いないので、祖父母の意向は聞くべきではないという意見をフロアから数人が述べていた。最後に今後の課題として、「片親疎外」が起きてからの事後的対処では限界や負担が大きいので、裁判所がもっと率先して離婚教育や「片親疎外」の予防対策（啓発教育）に乗り出すべきではないかと締められていた。

(4) Plenary Session 3 : Assessing Alienation in the Context of Domestic Violence and Child Brain Development (「片親疎外」と脳神経の発達)

シンポジスト: Jean Clinton, M.D. (Department of Psychiatry and Behavioral Neuroscience, McMaster University) / Linda C.Neilson, LL.B., PH.D. (Sociology & Law in Society, University of New Brunswick)

このセッションでは、特別に招待された脳神経の研究者が子どもの脳神経の発達について講演を行った (A F C C の会員ではなく、「片親疎外」の専門家でもなかった)。さすがに超一流の研究者だけあって非常に素晴らしい講演であり、脳神経の発達という視点から「片親疎外」の問題にも踏み込んで洞察に富んだ示唆を述べていた (講演の内容と関連する資料は Center on the Developing Child, Harvard University : <http://developingchild.harvard.edu/initiatives/council/> で閲覧可能)。

最初に、健全な脳神経の発達にはある程度の環境ストレスや刺激が重要であることが述べられた。ところが、乳幼児期に親子関係で「過剰な」ストレスを「長期間」受けると海馬の萎縮や扁桃体の変異が起きることが数十枚のスライドで示され、とくに被虐待 / D V 目撃の子どもの脳神経に深刻なダメージが残ることが実証的な研究結果と共に語られた。こうした脳神経の変異が解離、恐慌反応、フラッシュバック、愛着行動の異常といった症状の要因になっていると考えられることが述べられ、子どもの養育環境を変えて脳神経に顕著な回復が見られないことから、被虐待 / D V 目撃の子どもの治療には脳神経に刺激を与えるような積極的な介入が必要であろうと示唆された。たとえば「子どもは D V / 虐待の加害者である親に会わせない方がよいのではないか?」という一般的な考え方に対して、脳神経の回復を中心に考えると「よい親子関係の経験を上書きすることが必要であり、むしろ積極的に会わせる方がよいかもしれない」と提案できるということであった (もちろん、実親でなくても愛情のある監護者であれば、よい経験の上書きは可能と述べられていた。ただし、発表者は実親との関係に勝る愛着関係はないだろうという見解であった)。

発表者によると、脳神経に刺激を与えるときは常に「ストレスのレベル」が問題であり、虐待の加害者である親と交流する子どもの恐怖心の「度合い」を無視すると、無理やり設定された親子交流を引き金に症状の悪化が懸念される。その一方で、D V / 虐待の「タイプ」によっては、加害者である親と「短時間の交流

を増やすこと」(ストレス過剰にならない範囲で親子交流の経験を重ねること)が治療的に意味を持つのではないかと示唆された。そして、この方法でどの程度脳神経が回復するかを科学的に検証することが大切であると述べられていた。逆に、親との交流を恐怖経験の重ね書きにしてしまうことがもっとも回避されるべきであり、そういった点で「親教育」が治療的に重要な鍵を握っていると考えられると指摘していた。こうした発言は全体会 2 で語り合っていた親子再統合の経験知と呼応しあう示唆であり、とても興味深かった。

IV おわりに

A F C C では、「片親疎外」は同居親による児童虐待」という共通認識に基づいて、多職種の専門家が同じテーブルについて真剣にその対策を議論していた。本稿では全体会での議論を報告したが、分科会の主な話題としては、D V / 虐待事例の「監督つき」面会交流や、再婚 / 再々婚家庭に育つ子どもの面会交流、「片親疎外」の問題が起きた後の親子再統合の工夫、などが多かった。いずれも日本の学会では話題として取り上げられることすらなく、日本において「片親疎外」に対する対策が格段に遅れていることを痛感させられた。

日本の現在の状況は、ちょうど欧米諸国で共同養育制度が整備される直前の状況とよく似ている。今後日本も国際的な常識である離婚後の共同養育制度を導入するか、少なくとも離婚時に養育費の支払いと面会交流の詳細に関する取り決めを義務づける法改正 (不履行の際の強制執行手続きあり) を行うことが必然の流れになるだろう。その際、欧米諸国で長年にわたって議論してきた「片親疎外」の対策を踏まえ、実質的な親子交流を可能にする法改正を実現してほしいと切に願う。

V 注釈

- 1) 「片親疎外」とは、子ども (両親が高葛藤の離婚紛争中) が片方の親 (多くの場合は同居親) と強力に同盟を組み、正当な理由なくもう片方の親 (別居親) との交流を拒絶する事態と定義されている (Bernet, 2010)。Warshak (2003) は、「片親疎外」の中核的要素として、子どもが示す①別居親に対する一連の詐譑中傷や拒絶 (エピソードが単発的ではなく持続的)、

②不合理な理由による拒絶（別居親の言動に対する正当な反応といえない疎外）、③同居親の言動に影響された結果としての拒絶、の3点を挙げており、これら3要素がすべて認められるときに「片親疎外」と認定できるとしている。

欧米諸国では、Gardner (1985) が離婚後の子どもにみられる問題として「片親疎外症候群（PAS；Parental Alienation Syndrome）」を提唱して以降、賛否両論の激しい議論が巻き起こった。なぜなら、当初 Gardner (1987) は「片親疎外症候群（PAS）」について、「母親が父親に対する感情的な嫌悪感から父親による虐待（性的虐待を含む）を虚偽申告し（同時に父親に対する嫌悪感を子どもに刷り込み）、父親と子どもの交流を妨げる悪質な行為によって引き起こされる」と述べていたからである。また、Gardner (1992-1998) は、「PASを誘発する母親は、父親と子どもの絆を断ち切る情緒的な虐待を行っているといえる」とも述べている。

こうした見方に便乗して、一部の父親権利団体や離婚弁護士が、子どもを父親に面会させたがらない母親を非難して父親の監護権を主張する法廷での駆け引きに PAS 概念を多用した (Ottaman & Lee, 2008)。ときに PAS 概念は、DV／虐待の加害者である父親が「DV／虐待はなかった。子どもが面会したがらない理由は、母親のせいですちあげになってしまったからだ」と攻撃する口実に悪用されるまでになった (Gardner, 2001)。そのため一部の女性支援団体や虐待被害者支援団体から、PAS 概念やその提唱者である Gardner に対して激しい非難が浴びせられ、「片親疎外」の存在を否定する極端な立場まで現れた (Gardner, 2002)。

1990 年代のアメリカでは、親権・監護権紛争／面会交流紛争が激しくなると、「PAS を誘発した悪い母親」 vs 「DV／虐待の加害者である悪い父親」というお決まりの対立式で、子どもを奪い合う泥沼の中傷合戦を繰り広げることが頻繁にみられたという。そのほとんどは、両親の感情的な対立による大げさな申し立て（深刻な場合はでっちあげ）であり、結局子どもが犠牲になっていると指摘されている (Darnall, 1998-2008)。

こうした事態を踏まえて、APA (アメリカ心理学会：American Psychological Association) は「PAS 概念は実証的データに乏しい」として、PAS 概念の濫用を懸念する声明を出している (APA, 1996)。その後、NCJFCJ (全米少年裁判所／家庭裁判

所裁判官協議会：National Council of Juvenile and Family Court Judges) が、この APA の 1996 年声明を引用して、PAS 概念の濫用に懸念を表明している (NCJFCJ, 2006)。さらに、ABA (アメリカ法曹協会：American Bar Association) の Commission on Domestic Violence も、APA の 1996 年声明を引用して、「PAS 概念は神話である」と声明を出している (ABA CDV, 2006)。

ときにこれらの公式見解を理由に PAS の存在は公的に否定されていると指摘する向きもあるが、そうした指摘は現場の「片親疎外」対策についての無理解を示しているといえる (Johnston, 2010)。実際は、こうした公式見解で離婚訴訟における PAS 概念の濫用を牽制する一方、面会交流の重要性を入念に学習させる親教育プログラムを策定・実施するという形で、高葛藤の離婚家族で起きる「片親疎外」の予防を強く意識した対策が行われてきたのである (Johnston, 2010)。

また、DV 関連の報告書内容の妥当性を検証する NPO 団体である R A D A R (Respecting Accuracy in Domestic Abuse Reporting) が、「ABA が引用している APA の公式見解は PAS の存在を否定しているかのような誤解を招きやすいため、『片親疎外』は広く観察されて妥当性が認められた問題である」と正しく言い換えるべきであろうと提言したところ (R A D A R, 2008)。「APA は PAS に関する公式の見解を持たない」とする特別声明が出されている (APA, 2008)。こうした経過の背景には、APA の 1996 年声明が出された後に「片親疎外」の研究者が多数の実証的研究を発表したため、もはや「実証的データに乏しい」とは言えなくなつたという事情があると思われる。

このように立場によって賛否の分かれるデリケートな概念であるが、いずれにせよ、欧米諸国では離婚問題に関与する専門家のあいだで「片親疎外」に対する意識は非常に高い。Baker (2010) が AFC C 第 47 回大会の参加者に「片親疎外」についての調査を行った結果、約 90% が「片親疎外」事例を担当したことがあると答えた。残りの約 10% も「片親疎外」という問題の存在は認めていたが、PAS 概念の「有用性」に疑問を呈する意見（「片親疎外」と捉えることで対応が難しくなるので PAS 概念は使いたくないという意見）であったという。つまり、少なくとも、調査に答えた AFC C の参加者で「片親疎外」という問題の存在を否定する者はいなかつたといえる。

文献

- American Bar Association Commission on Domestic Violence (2006) : 10 Custody Myths and How to Counter Them. *Quarterly E-Newsletter*. Volume 4.
- American Psychiatric Association (2010) : *DSM-5 Development, Conditions Proposed by Outside Sources*. Retrieved from <http://www.dsm5.org/ProposedRevisions/Pages/ConditionsProposedbyOutsideSources.aspx>
- American Psychological Association (1996) : *Violence and The Family: Report of the American Psychological Association Presidential Task Force on Violence and The Family*. 40.
- American Psychological Association (2008) : *Statement on Parental Alienation Syndrome*, January 1, 2008. Retrieved from <http://www.apa.org/news/press/releases/2008/01/pas-syndrome.aspx>
- Baker, A. J. L. (2007) : *Adult Children of Parental Alienation Syndrome -breaking the ties that bind-*. W.W.Newton & Company.
- Baker, A. J. L. (2010) : *Adult Children of Parental Alienation Syndrome: Lessons Learned and Implications for Prevention*. at *Canadian Symposium for Parental Alienation Syndrome*. 2010/10/2-3, NY.
- Bernet, W. (2010) : *Parental Alienation: DSM-5, and ICD-11*. Charles C Thomas.
- Darnall, D. (2008) : *Divorce Casualties -Understanding Parental Alienation-* (2nd edition). Taylor Publishing Company. (1st edition の出版は 1998)
- 外務省 (1994) : 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」. Retrieved from <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>
- Gardner, R. A. (1985) : Recent trends in divorce and custody litigation. *Academy Forum*, 29 (2), 3-7.
- Gardner, R. A. (1987) : *The Parental Alienation Syndrome and the differentiation between fabricated and genuine child sex abuse*. Creative Therapeutics.
- Gardner, R. A. (1998) : *Parental Alienation Syndrome (2nd edition)*. Creative Therapeutics. (1st edition の出版は 1992)
- Gardner, R. A. (2001) : *Parental Alienation Syndrome (PAS) : Sixteen Years Later*. *Academy Forum*, 45 (1), 10-12.
- Gardner, R. A. (2002) : Denial of the Parental Alienation Syndrome also harms women. *American Journal of Family Therapy*, 30 (3), 191-202.
- 法務省 (1994) : 「婚姻制度等に関する民法改正要綱 計案及び試案の説明」. 日本加除出版.
- 法務省 (1996) : 「民法の一部を改正する法律要綱案」. 戸籍時報 457 号.
- Johnston, J. R. (2010) : Opening Session: Parental Alienation and DSM-5. at *Association of Family and Conciliation Courts 47th annual conference*. 2010/6/2-5. Co.
- National Council of Juvenile and Family Court Judges (2006) : *Navigating Custody & Visitation Evaluations in Cases with Domestic Violence: A Judge's Guide*.
- 裁判所(2008) : 「平成20年度司法統計年報(家事編)」. Retrieved from <http://www.courts.go.jp/search/jtsp0030>
- 棚瀬一代 (2010) : 「離婚で壊れる子どもたち」. 光文社新書
- 棚瀬孝雄 (2009) : 「両親の離婚と子どもの最善の利益 一面会交流紛争と日本の家裁実務ー」. 自由と正義. 60 (12), 9 - 27.
- Ottaman, A. & Lee, R. (2008) : Fathers rights movement. In Edleson, J. L., Renzetti, C. M. (Eds). *Encyclopedia of Interpersonal Violence*. SAGE Publications. 252.
- Respecting Accuracy in Domestic Abuse Reporting (2008) : *Myths of the ABA Commission on Domestic Violence: Summary Report*. Retrieved from <http://www.mediaradar.org/>
- 裁判所(2008) : 「平成20年度司法統計年報(家事編)」. Retrieved from <http://www.courts.go.jp/search/jtsp0030>
- Warshak, R. A. (2003) : Bringing Sense to Parental Alienation: A Look at the Dispute and the Evidence. *Family Law Quarterly*, 37 (2), 273-301